

## 1 手続きの強化

### ① 標識の設置（令和8年7月1日以降の申請施設が対象）

- 申請日の少なくとも60日前から許可を受ける日までの間、標識（旅館業営業計画のお知らせ）を設置することを義務付けます。
- 標識の大きさは、縦1.2m以上、横0.9m以上とします。
- 標識を設置する位置は、旅館業を営もうとする施設の敷地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるような位置とします。
- 標識を設置した日から起算して7日以内に標識設置届を提出することを義務付けます。
- 承継承認を受ける場合又は渋谷区ラブホテル建築規制条例に基づく区長の同意を得る場合は対象外です。

### ② 説明会の実施（令和8年7月1日以降の申請施設が対象）

- 申請前に近隣住民に対して説明会を実施することを義務付けます。
- 説明会を実施する日の少なくとも7日前までに、標識において掲示する方法及び文書の配布等をする方法により説明会の日時及び場所について周知することとします。
- 説明会を実施した日から起算して7日以内に説明会報告書を提出することを義務付けます。
- 承継承認を受ける場合又は渋谷区ラブホテル建築規制条例に基づく区長の同意を得る場合は対象外です。

## 2 営業者の遵守事項の強化

### ① 営業従事者の常駐義務化（令和8年7月1日以降の申請施設が対象）

- 常駐場所：旅館業の施設内、同一敷地内又は隣接敷地内のいずれか
- 常駐場所の要件：十分な広さを有し、客室を通らずに出入りすることができる部屋を設けること、客室外において営業従事者が利用することができる便所を設けること
- 常駐時間：原則、営業時間中

### ② 緊急連絡先等の表示義務化（既存施設も対象）

- 対象施設：玄関帳場（フロント）を設置していない施設
- 表示の位置：公衆の見やすい位置（玄関ドアの外側、建物の出入口、集合ポスト等）
- 表示事項：施設の名称、施設の所在地、緊急連絡先、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の別
- 表示方法：公衆の見やすい大きさで、風雨及び紫外線に耐え得る材質のものを用いる

## 3 経過措置

- 改正後の条例は、令和8年7月1日以降の申請施設に適用されます。
- 令和8年6月30日以前の申請施設には、7月1日以降も改正前の条例の基準等が適用されます。ただし、2②の緊急連絡先等の表示義務化は、6月30日以前の申請施設にも適用されます。

## 4 事業者の方へ

- 令和8年7月1日以降に申請予定の場合は、7月1日より前であっても、標識の設置及び説明会の実施が可能です。標識の設置及び説明会を実施した場合は、改正後の条例に基づき、それぞれ実施した日から起算して7日以内に報告書を提出してください。
- 区は、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うこととしています。旅館業の実施にあたっては、周辺地域の生活環境に、より一層の御配慮をお願いします。

旅館業について  
(渋谷区ポータルサイト)



新旧対照表はこちら

問い合わせ

東京都渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区役所7階  
渋谷区保健所生活衛生課環境衛生係  
電話：03-3463-2287